

流山市市野谷地区新設小学校建築設計業務委託特記仕様書

第1 業務概要

1 業務名称 流山市市野谷地区新設小学校建築設計業務委託

2 業務場所 流山市市野谷135番地ほか

(流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地
画整理事業地内46街区)

3 委託業務の概要

(1) 新設小学校建設における基本計画及び基本設計

(2) 新設小学校建設における測量業務

(3) 工事発注に向けた実施設計及び積算

4 計画施設の概要

この設計業務のうち、対象となる用途の建築物の概要は、以下のとおりである。

(1) 敷地面積約20,000平方メートル

(2) 延べ床面積約12,000平方メートル

校舎棟(27学級程度)、屋内運動場、プール、給食調理場学
童クラブ及び体育倉庫

5 委託期間

契約締結日の翌日より令和4年6月30日までとする。

第2 設計業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「流山市市野谷地区新設
小学校建築設計業務委託共通仕様書」による。

1 特記仕様書の適用

特記事項の中は、(●)印の付いたものを適用する。

(○)印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

(●)印と(※)印が付いた場合は、共に適用する。

2 業務責任者の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する業務責任者等を
適切に配置した体制とする。なお、「業務責任者等」とは、業務責
任者、専門技術者の総称をいう。

(1) 業務責任者は、建築士法(昭和25年法律第202号)によ
る次の資格を有し、建築設計についての高度な技術能力及び経験

を有する者とする。

※ 一級建築士

- ・ 建築設備士
- ・ 一級建築士又は二級建築士

(2) 専門技術者は、設計図書的设计内容を的確に判断するとともに、建築設計についての技術能力及び経験を有する者とする。

(3) 専門技術者の中から、建築（意匠および構造）、機械設備、電気設備の各部門に1名ずつ選定し、配置する。

(4) 業務責任者は次の部門に限り、専門技術者と兼務することができる。

⊗ 建築（意匠）

○ 建築（構造）

- ・ 機械設備
- ・ 電気設備

(5) 専門技術者は、以下の部門に限り兼務することができる。

※ 建築（意匠）と建築（構造）

- ・ 機械設備と電気設備
- ・ 建築（意匠）、建築（構造）、機械設備および電気設備

3 業務計画書

業務計画書の内容は次による。

(1) 業務責任者、専門技術者の氏名、業務経歴及び各資格者証の写し

(2) 協力者の会社名、住所、氏名、連絡先、業務経歴及び業務の再委託の範囲

(3) 業務工程表

(4) 実施要領書

(5) 調査場所、方法、使用機械及び使用材料

(6) その他必要事項

4 設計業務の範囲

(1) 一般業務

ア 一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号に掲げるものとし、範囲は施設の建築、電気設備及び給排水設備の基本設計及び実施設計とする。なお、本体工事に付随する各設

備工事及び外構工事を含めるものとする。

- イ 基本設計の策定 (令和3年5月31日までに提出)
建物概要、配置計画など事業概要説明資料及びパブコメ資料の作成
- ウ 基本設計に基づく工事費概算書の作成 (令和3年5月31日までに提出)
(ただし、積算の目標値となる概算工事費は令和3年3月中旬)
- エ 実施設計の策定 (令和4年1月31日までに提出)
- オ 実施設計に基づく工事費概算書の作成 (令和3年9月中旬までに提出)

(2) 追加業務

- ア 積算業務(工事内訳書の作成、数量調書の作成、単価比較表の作成、代価表の作成、見積徴収、見積調書の作成) (令和4年1月31日までに提出)
- イ 新築対象施設の面積表の作成
- ウ 工事工程計画の作成
- エ 建築確認申請その他法令手続き業務
- オ 千葉県福祉のまちづくり条例に基づく届出手続き業務
- カ 設計VEへの協力業務
- キ パース図の作成(基本設計及び実施設計時それぞれに外観パース2面、内観パース2面)
- ク 模型の作成(基本設計時)
- ケ 流山市街づくり条例に基づく届出手続き業務
- コ 流山市開発事業の許可基準等に関する条例に基づく届出手続き業務
- サ その他法令手続き業務
- シ その他別添要領書による。
- ス デジタルテレビ放送受信障害予測調査
机上検討(基本設計時)、現地調査(実施設計時)
- セ 国庫負担事業認定申請手続きの補助業務

(3) 基本計画の策定業務 (令和2年10月31日までに提出)

- ア 流山市の「学校施設の目指すべき姿」に伴う整備方針、施設計画及び事業計画の複数案策定及び比較検討

- イ 上記に伴う複数案のワークショップ開催及び資料作成
- ウ 市長及び議会に対して説明するための資料作成
- エ 各計画に対する工事費概算書及びV E提案

(4) 測量業務

確認申請及び家屋調査範囲に必要な敷地測量業務（現況測量、真北測量、高低測量、求積図）

5 地質調査

本設計業務にあたり、業務場所内において実施する地質調査は次のとおりとする。

- (1) 土質ボーリング 30m×5ヶ所
- (2) 報告書作成
- (3) 地盤調査

- ア 土質ボーリング
- イ 標準貫入試験
- ウ 土質試験
- エ 解析等調査

6 基本設計における検討

- (1) 配置計画を数パターン作成し、比較検討すること。
- (2) 校舎の形態（階数など）について、比較検討すること。
- (3) 決定した基本設計に至る経緯を、市長及び議会に対して説明するための資料の作成。

7 実施設計における構造強度について

建築物としての構造強度については、建築基準法による他、日本建築学会諸基準、2007年版建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課他編集）、官庁施設の総合耐震・津波計画基準（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）平成25年度版に準拠すること。

(1) 施設の構造体耐震安全性の分類

施設の構造体耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・津波計画基準（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）平成25年度版のⅡ類とする。

(2) 施設の小構造体耐震安全性の分類

施設の小構造体耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・津

波計画基準（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）平成25年度版のA類とする。

（3）設備の耐震対策

設備の耐震対策は、官庁施設の総合耐震計画基準（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）平成8年度版の耐震クラスの乙類とする。

8 貸与品等

本設計業務にあたり、貸与する図面及びその他必要な物品等はこちらによる。

地質調査報告書 なし あり（ ）

9 成果物

成果物及び提出部数は次のとおりとする。

（1）計画書

- 計画案説明書 1部（※¹）
- 現地調査資料 1部
- 施設概要書（市広報誌、市HP掲載用） 1部
- パース面（外観パース2面・内観パース2面） 1部
- 模型 1部

（2）設計書（建設省告示第1206号別表第2における成果図書）

- 設計図面
 - 二つ折りソフト製本 原図サイズ 各1部
 - 二つ折りソフト製本 A-3縮小版 各2部
 - 白焼きバラ A-3縮小版 2部（※²）
- 設備等の計算書 A-4又はA-3 1部
- 工事費内訳書 A-4 1部（※²）
- 設計事務所表紙 各工事ごと1部（※²）
- 数量調書 A-4又はA-3 1部（※²）
- 単価比較表・代価表・見積書・見積調書・根拠図書・カタログ等（写し） 1部（※²）
- 業務日誌・打合せ記録 A-4 1部
- 電子データ
 - 設計図面 CAD JWWファイル及びPDFファイル
 - 工事費内訳書 Excelファイル及びPDFファイル
 - 数量調書・単価比較表・代価表・見積調書 Excelファイル

(3) 閲覧用設計図書

| | | | | |
|---|---------------|-----------|-------|----------|
| ○ | 設計図面バラ | | 原図サイズ | 1部 |
| ○ | 金抜き内訳書（市指定表紙） | | A-4 | 1部 |
| ○ | 設計図面 | PDFファイル形式 | } | CD-R等 1枚 |
| ○ | 金抜き内訳書 | PDFファイル形式 | | |

※¹ ※² A4版・ハードファイル等に取りまとめる。

1.0 建築士法に基づく重要事項説明について

本設計業務委託を受託するにあたっては、管理建築士または所属建築士は、建築士法に基づき、書面にて交付し、流山市教育委員会学校施設課の本契約にかかる担当者に対し重要事項説明を行うこと。

1.1 その他

委託の内容等は、本仕様書に記載のとおりとするが、現場状況、関係各機関との打ち合わせにより変更があった場合は、監督員と協議し、指示により業務を進めるものとする。

なお、上記により委託の内容に軽微な変更が生じても委託の範囲内とする。

また、本業務はコンストラクション・マネジメント（以下CMという。）方式によるCM業務を別途委託する。